

所得税の税額軽減と個人住民税の税額控除

大垣市などの地方公共団体に寄附された場合、確定申告により、寄附金額から2,000円を差し引いた額について、所得税の所得控除による税額軽減と個人住民税の税額控除(限度額あり)を受けることができます。

モデルケース

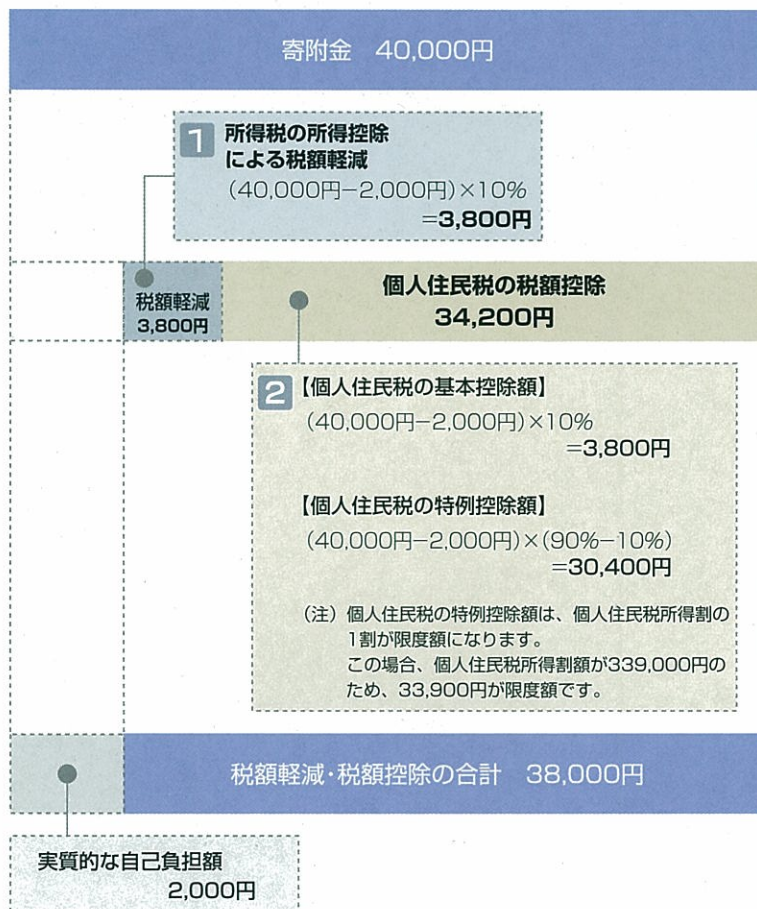
地方公共団体に対する寄附金の控除額の計算方法

- 給与収入700万円で夫婦2人(うち1人特定扶養)
- 所得税の限界税率10%
- 個人住民税所得割額339,000円
- 地方公共団体への寄附金4万円

所得税、個人住民税ともに、寄附金額4万円から2,000円を差し引いた3万8,000円が控除対象となります。

- 1 所得税の寄附金控除(所得控除)で、3万8,000円×10%(限界税率)^(※) = 3,800円の税額が軽減されます。
- 2 個人住民税の寄附金控除(税額控除)で、基本控除(3万8,000円×10% = 3,800円)と特例控除(3万8,000円×[90% - 10% (所得税の限界税率)] = 30,400円)をあわせた3万4,200円の税額が控除されます。
- 3 1と2あわせて、3万8,000円の税額が軽減されることとなります。

(※) 限界税率とは、この方に適用される所得税の最高税率をいいます。年収により、5~40%となります。



【問い合わせ先】

(寄附金の申し出について)

大垣市企画部政策調整課

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 0584-81-4111 (内線293~294)

FAX 0584-81-3301

E-mail Seisakuchouseika@city.ogaki.lg.jp

(個人住民税などの控除について)

大垣市総務部課税課

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 0584-81-4111 (内線344~347)

FAX 0584-74-8439

E-mail Kazeika@city.ogaki.lg.jp